

木造住宅 耐震化の補助制度

耐震診断

無料

対象住宅：以下の要件にすべて該当

- 木造在来工法の戸建て住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 県内に存する個人所有の住宅

耐震診断士(建築士)が実施
費用は全額補助



耐震診断をしてもらうと、家の強さに0.4、0.7のような点数がつきます。この数値は現在の建築基準法で定められている最低限の強さを1.0としたときの比率をあらわしていると考えてください。

耐震化を検討

今の家に住みたい！



新築に建替する！

補強工事

除却工事

対象住宅：以下の要件にすべて該当

- 昭和56年5月31日以前に着工
- 県内に存するもの
(店舗等の併用住宅は、2分の1以上が住宅の用途のもの)

補助対象工事

- 耐震診断の結果、工事後の評点が0.7以上になる改修工事
- 工事前の評点を超える改修工事

- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅の除却工事

補助額

- 上限115万円
- 耐震改修工事費の5分の4以内

- 上限97.86万円
- 除却工事費の2分の1以内

県による上乗せ補助(50万円)あり



申請手続きについては、裏面をご覧ください。

補助制度の手続き

耐震診断

①要望調査票提出

- 木造在来工法の戸建て住宅
- 昭和56年5月31日以前に着工
- 県内に存する個人所有の住宅

②診断員から連絡

診断員(県内の建築士)と診断の
日程調節をします

③診断実施

建物の基礎や外壁などを調べ、建物が
どの程度地震に強いかを数値で評価します

④診断結果の報告

中川村より診断結果報告書を郵送
診断員から診断結果についての説明があります

耐震補強工事、除却工事の工事着手前(契約前)に申請

補強・除却

①補助金申請

補助金申請書を提出

- ・見積書
- ・建築した年月日を証明するもの
- ・耐震診断報告書(写)
- ・耐震補強計画書
- ・設計図書(補強前後)
- ・位置図
- ・写真
- …他

②補助金交付決定

交付決定通知書を交付

村からの交付決定後に契約し着手してください。

③工事着手

実績報告書を提出

- ・工事契約書(写)
- ・支払いを証明できるもの
- ・建築士資格を証明するもの
- ・設計図及び耐震補強計算書
- ・補助金交付決定通知書(写)
- …他

④工事完了

交付確定通知書を交付

⑤補助金交付

- 年度ごとに予算範囲で補助します。
- 先着順となっておりますので、枠が埋まり次第受付を終了。

申込み先・お問合せ先

中川村役場 建設環境課 建設係
電話:0265-88-3051